

平成14年7月15日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

公共事業等審査会

会長 朝日 稔

公共事業等審査会の審査結果について

公共事業等審査会（以下「本審査会」という。）は、兵庫県が実施する公共事業等（公共事業、県単独土木事業、県単独治山事業、国公共事業関連県単独事業）の新規事業のうち、兵庫県知事から平成14年5月22日に審査依頼を受けた9件について、各委員の様々な意見を踏まえて慎重に審議を行うとともに現地視察も行い、下記のとおり審査結果を取りまとめた。

事業の実施に当たっては、本審査会の意見を十分に尊重し、効果的で効率的な公共事業の推進に努められたい。

記

本審査会においては、兵庫県の投資事業評価システムに基づき、新規着手することの必要性、県民の要望の程度、投資効果の大きさ、環境に及ぼす影響などの視点から充分な審議を行い、審査した9件について全て新規着手することが妥当と判断した。

なお、国においては、平成14年度予算で公共事業関係費を約1割削減しただけでなく、来年度についても、経済財政諮問会議において、さらなる歳出の抑制が示されたところであり、厳しい財政状況の中で効果的で効率的な公共事業の推進に取り組むことが必要である。

そのため、個性と活力のある兵庫県の構築に向け、真に必要性の高い事業への集中的な投資を実施し、県民にもよくわかるような施策推進と事業選択をお願いしたい。また、整備にあたっては、早期効果を発現するため、事業のスピードアップに取り組むとともに、単にハードを整備するだけでなく、ソフト施策も組み合わせ、ストックを有効に活用することについても併せて検討されたい。

最後に、兵庫県では環境先進県として「環境創生5%システム」を導入したところであり、今回審査した事業についても環境配慮を推進し、全国にその取り組みを発信してもらいたい。

以下、各事業について、審議結果を付記する。

## (1) 市街地再開発事業

### 1 中山手地区市街地再開発事業

本地区は、老朽化した木造建物が密集するなど、早期に健全な土地の有効利用及び防災機能の向上を図る必要があることから、新規着手は妥当である。

今後は、本地区がトアロードの中心部であり、歴史的にも由緒のある地域であることを活かして、にぎわいのある施設を地域の方と十分コミュニケーションを図りながら整備してもらいたい。また、高層化にあたっては景観に十分配慮し、ランドマークとなるように設計されたい。

## (2) 土地区画整理事業

### 2 城下山田土地区画整理事業（中井・段地区）

本地区は、スプロール化が進行しつつあり、新規着手することは妥当である。今後は、住民の理解と協力を得て、早期完成に努められたい。

なお、水路整備に際しては、親水空間を確保した自然の水路作りをお願いしたい。

## (3) 県営住宅整備事業

### 3 南多聞台第6高層・鉄筋住宅建設事業（建替）

本住宅は、老朽化し、居住水準が低いことから建替えに着手することは妥当である。

今後は、築後36年で建替えに至った経緯を踏まえ、住宅の長寿命化に十分配慮されたい。

## (4) 総合整備（情報基盤）事業

### 4 農村振興地域情報基盤整備事業（夢前地区）

### 5 農村振興地域情報基盤整備事業、漁村コミュニティ基盤整備事業（東浦地区）

農漁村地域においても、都市部に比べ遅れている高度情報化を図り、活力ある地域社会を構築するため、本事業に新規着手することは妥当である。

ただ、本事業やひょうご情報ハイウェイ等によりハード整備が充実しても、住民に使われなくては意味がない。そのため、教育や保健・福祉面等の分野で双方向に利用できるソフト面を充実することに努められたい。

## (5) 道路事業

### 6 緊急地方道整備事業（一）西宮豊中線

本事業は、老朽化している橋梁を早期に架け替える必要があること、また、武庫川の河川改修を本事業と時期を併せ整備することからも、新規着手することは妥当である。

## (6) 交通安全施設等整備事業

### 7 特定交通安全施設等整備事業 国道312号（須加院交差点）

須加院交差点の渋滞は長く、交通事故も多発していることから、早急に交差点改良すべきであり、新規着手することは妥当である。

その際、本交差点の歩行者及び自転車交通量が多いことから、歩行者や自転車の流れにも配慮し、周辺の自転車歩行者道も併せて整備することに努められたい。

(7) 街路事業

8 都市計画事業 阪神本線（西宮市・鳴尾）連続立体交差事業

本事業は、踏切解消による渋滞対策だけでなく、鉄道による市街地の分断を解消する上で、新規着手することは妥当である。

なお、駅周辺の面的なバリアフリー化の推進に努められたい。

(8) 河川事業

9 広域基幹河川改修事業 (一) 別府川水田川工区

本事業は、当該地域の浸水被害を防止するため必要な事業であり、新規着手することは妥当である。

なお、被害のあった平成2年から時間もかなり経過していることから、関係住民の理解と協力を得て、早期完成に努められたい。